

岡山県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

策定 平成26年3月3日

改訂 令和2年3月30日

改正 令和5年7月4日

改訂 令和8年3月17日

I 趣旨

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号、以下「法」という。）第3条の規定により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向、その他目標の達成に必要な事項等を「岡山県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）として定める。

II 目標年度

この基本方針は、農地中間管理事業の推進に関する法律施行令（平成26年政令第46号）第1条の規定により、10年後の令和17年度を目標年度とし、概ね5年後に見直すこととする。

III 基本方針

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

項目	現在 (令和6年度)	令和17年度
担い手が利用する面積	17,990 ha	24,800 ha
担い手への農地集積率	29.2 %	43 %

※「担い手」は、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農とする。

2 1以外の農地の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

農地中間管理機構（以下「機構」という。）が貸付け及び農作業等の受委託を行う農用地において、分散錯圃の解消と集約化（面的集積）を図る。

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- 農業者が自立した経営を通じて所得増大を図り、将来にわたり成長し続ける、魅力ある農業の実現に向け、機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な事業体として位置付け、最大限に活用することで、生産性の向上を図る。
- 市町村等と連携し、地域農業の将来像である地域計画の取組を支援するとともに、地域計画を核として、農地中間管理事業による担い手への農地集積・集約化を進める。

4 農地中間管理事業の実施方法

- 農用地利用集積等促進計画の案の作成は、機構から市町村又は市町村が指定した者に求めることを基本とする。
- 必要がある場合、機構は、市町村等業務を適切に行うことができると認められる者に対して、その同意を得た上で、業務の一部を委託することができる。

5 農地中間管理事業に関する普及啓発

市町村等と連携し、様々な広報媒体の活用や、集落座談会への参加など、地域に密着した周知活動に取り組む。

6 関係機関との連携

県、市町村、農業委員会、J A、土地改良区及び機構等で連携し、情報共有等を行い、地域計画の協議の活性化を図ること等により、農地中間管理事業の活用を促進する。